

食品の放射性物質検査結果(平成25年度5回目)

別紙

<検査機関>

三重県保健環境研究所

<検査法>

ゲルマニウム半導体検出器を用いた検査

<検査結果>

6検体すべて検出下限値未満でした(※)

注) 1 検出下限値未満の場合は、「<○(検出下限値)(※)」を記載しています。

2 水産物及び野菜類の放射性セシウムの規格基準値は100ベクレル/kgであり、この基準値を超えた場合、食品衛生法違反となります。

(※)「検出下限値」とは、測定器が測定できる最小値のことです。検出下限値は、測定する食品などによって多少変動します。

たとえば、放射性セシウムの結果欄が「<6.0」であれば、「その食品を放射性セシウムの検出下限値が6.0ベクレル/kgの測定方法で測定した結果、放射能は検出されなかった」ということを意味します。「6.0ベクレル/kg未満の放射能が検出された」という意味ではありません。

また、「<6.0」と表記された食品が「<1.0」と表記された食品より放射性物質が多いということではありません。

No	実施主体	検体採取地	結果判明日	品目名	産地	検体採取日	検査結果(ベクレル/kg)		
							放射性セシウム		
							セシウム 134	セシウム 137	合計
1	三重県	亀山市	H25.9.18	マンダイ	静岡県	H25.9.17	<5.5	<4.7	<10
2	三重県	亀山市	H25.9.18	しめさば	青森県	H25.9.17	<4.3	<5.6	<9.9
3	三重県	亀山市	H25.9.18	スルメイカ	青森県	H25.9.17	<5.0	<4.7	<9.7
4	三重県	名張市	H25.9.17	真たら	岩手県	H25.9.17	<5.6	<5.8	<11
5	三重県	名張市	H25.9.17	カマス	千葉県	H25.9.17	<5.0	<5.8	<11
6	三重県	名張市	H25.9.17	スルメイカ	青森県	H25.9.17	<5.0	<5.0	<10